

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和7年3月6日（木曜日） 午前10時58分 ～ 午前11時22分

2 件名

新市建設計画の変更について

3 議事録

（岩間総合政策部長）

ただいまから、議員説明会を開催いたします。

本日の説明につきましては2件ございますが、初めに新市建設計画の変更につきましてご説明させていただきます。

総合政策部担当になりますので、私から初めに概要を説明させていただきます。

（岩間総合政策部長）

事前にお配りしておりました説明資料と本日配付いたしました資料をご覧ください。

新市建設計画は、平成17年2月に花巻地方合併協議会が「（旧）市町村の合併の特例に関する法律」に基づき策定された計画でございますが、合併市町村が発行を認められる財政上非常に有利な地方債であります合併特例債の発行根拠になっているものでございます。

新市建設計画の変更について、策定時点では「（旧）市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、計画期間を10年間として策定し、その後、東日本大震災の発生により、平成23年制定の「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」、平成24年の「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」により、東日本大震災の被災市町村は、合併特例債を発行できる期間が合併から20年に延長され、本市におきましては、平成27年度末時点で合併特例債の発行可能額が残っていたことから、この法律改正に基づき平成28年3月に計画期間を令和7年度までとする一度目の変更を行っております。

さらに、平成30年には、平成28年の熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の新市建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じていることから、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が改正され、合併特例債を発行できる期間がさらに5年延伸されたところです。本市におきましては、現新市建設計画の計画期間の終期の令和7年度末においても、合併特例債の発行可能額が一定程度残る見込みであることから、令和8年度以降も財政上、非常に有利な合併特例債を活用していくため、計画期間を令和12年度まで延伸するほか、合併特例債の活用が見込まれる事業の追加等の変更を行おうとするものです。

それでは、詳細を担当課長より説明させていただきます。

菊池秘書政策課長。

（菊池秘書政策課長）

本日の資料は、事前にお配りしておりました「新市建設計画（素案）」と「新市建設計画新旧対照表」と本日お配りいたしました「新市建設計画の変更内容」の三つでございます。

それでは、本日お配りしました「新市建設計画の変更内容」の1ページ目をご覧ください。

「①計画変更の目的」でございますが、先ほど部長の説明でもありましたように、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が、平成30年に改正され、東日本大震災の被災市町村については、合併特例債の発行可能期間が、合併が行われた年度及びこれに続く20年度から25年度と延長されたものであり、本市の場合は、現在の計画期間が令和7年度となっておりますが、令和12年度まで延伸できるようになっているものです。

合併特例債の令和7年度末の発行見込みは、315億1,140万円と見込んでおり、花巻市の発行可能総額が389億6,820万円ですので、74億5,680万円の発行可能額が残る見込みとなっております。ご案内のとおり、合併特例債は充当率95%、交付税措置率70%と財政上、非常に有利な地方債でありますので、令和8年度以降も有効に活用するため、計画書本編では5ページになりますが、計画期間を令和12年度まで延伸しようとするものです。また、令和9年度までを計画期間とします第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン、令和10年度からを計画期間とする後期アクションプランに掲載する事業の実施にあたり、財政上、非常に有利な合併特例債を活用してまいりたいと考えております。

参考までに、現在の新市建設計画には、198の事業が掲載され、その事業に紐づく事業が601ございます。このうち、完了している事業が295事業、実施中の事業が204事業、未着手の事業が102事業となっており、着手率は83.03%となっております。未着手の事業の主な内容ですが、施設等が廃止されたことにより事業が中止されたもの、事業の実施主体が市以外であり、その実施主体において実施が予定されていないもの、事業実施について検討しているものの現時点において実施に至っていないものとなっております。

続いて2ページ目をご覧ください。

計画を変更するうえでの基本的な考え方は、財政上、非常に有利な合併特例債を発行できる前提として策定するものでありまして、前回の平成28年3月の変更においても計画期間の延伸と合併特例債を活用する事業の追加を主な内容として変更しております。今回の変更におきましても、前回同様に計画期間の延伸と合併特例債を活用する事業の追加を主な内容として変更しようとするものです。なお、今回の変更後、令和12年度までの計画期間内において、合併特例債を活用する事業が新たに計画された場合には、再度の計画変更は可能であります。

次に、変更内容であります。主に次の5点となっております。

まず、1点目は計画期間の延伸です。2点目は統計数値等の更新です。3点目は文言修正です。4点目は事業の変更及び追加です。最後に5点目として財政計画の変更です。

それでは、変更内容につきまして詳しく説明させていただきます。

1つ目の計画期間の変更ですが、先ほどからご説明しておりますとおり「東日本大震災

等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に基づき、計画期間を令和7年度から令和12年度まで5年間延伸しようとするものです。

2つ目の統計数値の更新でございますが、計画に掲載されている人口等の統計数値を確認できる最新の数値へ更新しようとするものです。本編9ページをご覧ください。「4 人口・世帯の現況」については、令和2年度の国勢調査の結果までを反映しております。このように各統計数値を更新しておりますが、合併前の1市3町単位の数値が公表されていないものについては、前回の変更と同様に更新を行っておりません。

3つ目は社会・経済状況の変化等や新しい概念を踏まえた文言の修正でございますが、本編の29ページをご覧ください。ここでは、「就学前教育」の考え方を踏まえた所要の変更を行っております。以下、変更前の文書からこれまでの方向性は変えず、最小限の箇所の変更のみとしております。

4つ目の進行中の事業または現在計画を延伸した後での計画期間内に想定される合併特例債の活用が見込まれる事業名の変更と追加でございますが、事業を変更する箇所は、本編24ページの中ほどにありました「花巻駅西口関連整備事業」を現在進行している「JR花巻駅東西自由通路等整備事業」へ変更しています。また、新たに事業を追加するものは、第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランにも掲載され、事業の実施又は検討を行うこととしている「かわまちづくり推進事業」、「(仮称)子育て複合施設整備事業」、「(仮称)産後ケア施設整備事業」、「義務教育学校整備事業」の4事業です。本編で申し上げますと、25ページをご覧ください。「快適なまちづくり」に1事業を、28ページになりますが「児童福祉の充実」に2事業を、31ページになりますが「学校教育の充実」に1事業をそれぞれ追加しております。

5つ目ですが、予算決算等に伴う財政計画の変更についてです。本編41ページをご覧ください。これまで平成37年度までの財政計画を掲載しておりましたが、延伸後の計画期間に合わせて令和12年度までの財政計画へ変更するとともに、歳入・歳出について、それぞれの項目で令和6年度決算見込額等をもとに見込んで作成しております。基になります主要事業につきましては、第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプランのローリングにおいて、令和7年度当初予算をベースに今後の事業費を見込んでおります。その結果、令和12年度までに当市の合併特例債の発行限度額を全て活用する財政計画としております。新たに追加する事業をはじめ、計画に掲載する事業についても財源調整できる範囲で可能な限り盛り込んでいるものであり、実際の事業実施にあたっては、市民の皆様にご説明するとともに、ご意見をいただきながら、年度ごとに予算として議会の承認をいただいて執行していくものであります。

続きまして、変更のスケジュールをご説明いたします。新市建設計画の変更にあたっては、市民参画の対象として、「花巻市市民参画条例」第5条に定めます「市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更」に該当しますことから市民参画を行う予定としております。

市民参画の1つ目として、パブリックコメントを令和7年3月11日から4月9日までの30日間で行うことを予定しております。既に広報はなまき3月1日号に掲載しておりますが、市ホームページ、SNS、FMはなまき、有線放送においても周知し、本庁、各総合支所、振興センター、図書館、まなび学園、保健センター、なはんプラザに素案を備

え付け、多くの皆様からご意見を伺いたいと考えているところでございます。

市民参画の2つ目として、花巻市地域自治推進委員会条例第2条、花巻市地域自治区設置条例第8条の規定に基づきまして、花巻市地域自治推進委員会並びに大迫・石鳥谷・東和地域の各地域協議会への諮問を令和7年4月下旬に予定しているところであります。

その後、本計画の変更は、議決が必要な案件でございまして、令和7年6月の花巻市議会定例会においてご審議いただく予定としております。

以上、新市建設計画の変更についての説明とさせていただきます。

(岩間総合政策部長)

説明が終わりました。内容について質問等ございましたら挙手のうえ、発言をお願いいたします。

伊藤盛幸議員。

(伊藤盛幸議員)

参考までにお尋ねします。46ページの財政計画の歳入のところですが、繰入金額の額の中ですね、財政調整基金の額は、どれぐらい盛り込まれているのか。もし可能であれば教えていただきたいと思います。

(岩間総合政策部長)

千葉財政課長。

(千葉財政課長)

お答えいたします。財政調整基金の繰入額でございますけれども、取崩額としては最終的に8億円から9億円程度になる見通しとして計画を立てております。

最終的な残高とすれば、今の見立ては令和12年度末で50億円程度の計画としております。

(伊藤盛幸議員)

了解しました。

(岩間総合政策部長)

その他はございますか。

照井明子議員。

(照井明子議員)

2点ほどお伺いします。

1点目は(仮称)子育て複合施設整備事業について、2点目は教育支援センターという記述が赤線であります。このことについて細かい事業計画はこれからだと思います。

そのうえで子育て複合施設整備事業という事業は、例えばいつもであれば大きな施設を

中心である花巻エリアに作るというイメージを持つのですけれども、そのような見通しなのでしょうか。

(岩間総合政策部長)

八重樫秘書政策課企画調整係長。

(八重樫秘書政策課企画調整係長)

お答えいたします。子育て複合施設につきましては、令和6年度におきましても、東北地域の子育て複合施設に視察に参りまして、規模や運営体制などを教えていただきながら、今後どのようなものが花巻市の規模に必要なのかということも含めて、検討が始まったばかりという状況でございます。

隣県には大きな遊具を設置しているうえに、相談機能もあるという形態のものがありますので、そういった形態がいいのかどうかも含めて今後検討してまいりたいという状況でございます。

(岩間総合政策部長)

照井明子議員。

(照井明子議員)

今後、具体的な事業内容が明らかになってくるということを確認させていただきましたが、実は私達も市民との懇談会を定期的に行っているときに、大迫エリアの方から近くに子育て支援施設がなく、屋内で遊ばせるような施設がないというご意見もいただいております。

私は花巻エリアを中心に1つの施設ではなく、やはりそれぞれの1市3町のエリアがあるわけですから、そうした子育て中の方々が身近に利用できるような施設配置の構想が重要であると感じておりますので、そのことは申し添えておきます。

それから、教育支援センターと29ページにありますけれども、事業の中にこちらはありましたでしょうか。また、どういった内容でしょうか。

(岩間総合政策部長)

お答えいたします。施設を整備するというものではなく、前回の12月の定例会と思いますが、教育委員会から学校施設の中に、相談ができるような教室を確保するというよう説明をさせていただいた事項があったと思います。相談機能を学校の中に持たせるということで、施設を整備するというものではございませんので、事業には載せておりません。

(岩間総合政策部長)

その他ございますか。

本館憲一議員。

(本館憲一議員)

合併特例債の活用で、追加する事業が載っておりますが、新図書館整備については、どのようになっておりますでしょうか。素案の資料を見ますと、31ページに図書館整備事業となっておりますが、新図書館整備事業はこちらであるか確認させてください。

(岩間総合政策部長)

菊池秘書政策課長。

(菊池秘書政策課長)

その通りでございます。

(本館憲一議員)

了解しました。

(岩間総合政策部長)

その他ございますでしょうか。

それではご質問がないようでございますので、1点目の項目につきましては、以上で説明を終了させていただきます。

次の項目に移りますので、暫時休憩いたします。